

留保金課税制度に関する一考察

A Study on Accumulated Earnings Tax

法学研究科法律学専攻博士前期課程修了

四 元 秀 伸

Hidenobu Yotsumoto

要約

少数に支配された法人では「利益を内部に留保して、法人税率よりも高い所得税の段階税率の適用を回避する」¹ことが可能となる。そこで法第 67 条の留保金課税制度では、少数に支配された一定の法人を対象に、その法人の一定額を超える留保額に課税することで不当な内部留保に対処している。

現在はその対象を一定規模の同族会社に限定し、留保控除額を超える部分にのみ課税される。しかし、本来、内部留保の性質は法人ごとに様々であり、その不当性を客観的基準により一律に判断することは難しい。つまり、同族会社のような少数に支配された法人だけが不当留保を行いうるのか、また、内部留保の不当性を留保控除額という一律の基準で判断できるのかどうか、という疑問が生じる。

本稿では、本制度の目的及び各基準の設定根拠を改めて整理し、現行基準と照らし合わせることでその妥当性に対する一考察を行った。

I. 留保金課税の沿革

現行基準の妥当性を検討するにあたり、そもそも本制度がどのような目的で創設されたのかという制度趣旨の確認、そして、現行基準の設定根拠について確認する必要がある。そこで、まずは制度の沿革について整理していく。

留保金課税の制度趣旨の変遷については大きく 3 つに分類される。すなわち、大正 12 年に創設された「みなし配当課税」、昭和 25 年に創設された「積立金に対する遅延利子課税」、そして昭和 36 年に創設された「不当留保課税」である。

大正 12 年の「みなし配当課税」の創設理由は大正 9 年改正に求められる。すなわち、大正 9 年に個人の受取配当金に課税されることになり、法人所得も超過所得、留保所得、配当所得、清算所得の

¹ 金子宏『租税法 第 23 版』（弘文堂，2019 年 2 月）528 頁。

4つに区分された。そのうち、留保所得について累進税率によって課税されることとなり、従来の一
 般の会社と個人類似の会社との区分は廃止され、すべての法人について一律の課税が行われることと
 なった。しかし、配当金を総合課税することになったことから大所得者が課税を免れるために一族の所
 有する全資産を出資して同族保全会社を設立し、利益があっても配当しないといった傾向が生じたこ
 とによる弊害が著しいものと認められたことから、大正12年改正で個人類似の法人に対する「みな
 し配当課税」、すなわち個人類似の法人が留保した所得のうち一定の金額に対しては株主に配当され
 たものとみなして法人税を課すこととされた。ただし、法人の資本蓄積を阻害するとの批判から大正
 15年の改正で留保所得と配当所得の区分が普通所得に一本化され、これに伴い「みなし配当課税」
 も廃止された。なお、大正15年に創設された特別加算制度が、シャープ税制（昭和25年）が創設
 されるまで採用されていた。

シャープ勧告に基づいて創設された昭和25年の「遅延利子課税」は、これまでと全く異なる税制
 理論を根拠としていた。すなわち、シャープ税制は法人擬制説を前提として、法人は単なる株主の集
 合体であると捉え、すべての所得に対する課税は個人株主の所得税に帰属するとしていた。したがっ
 てシャープ税制では、社内に所得が留保されている間は個人に配当された場合に課税される所得税の
 課税が延期されている状態であると捉え、会社が配当せずに留保した金額に対して所得税納税の遅延
 利子としての課税を行うこととした。しかし、当時は戦後復興のために法人の資本蓄積が急務であ
 り、翌年の昭和26年改正から緩和されていき、昭和29年改正には同族会社が新たに積み立てた金
 額のうち一定額を超える部分の金額について1回限りの課税を行なうとした特別課税が設けられ
 た。これに伴い、シャープ税制の「遅延利子課税」は完全に廃止されることとなった。

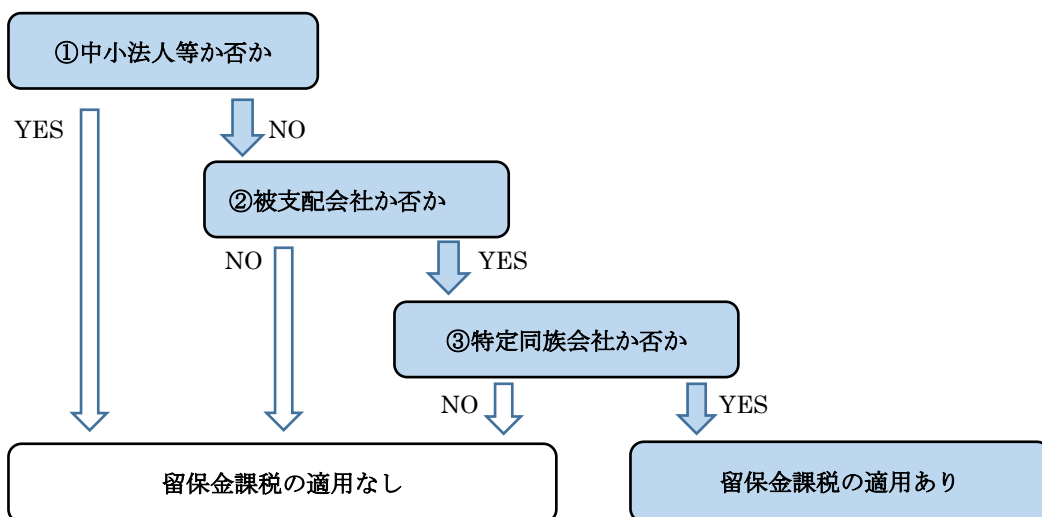
また、この時の留保金課税の税制理論については曖昧なものとなっていた。つまり、法人擬制説に
 基づいて全法人を対象としていたシャープ税制の「遅延利子課税」が廃止されるとともに、それまで
 と全く異なる性質のものとして同族会社に限定した特別課税が創設されたことで、その課税根拠が不
 明確な状態となっていた。また、行き過ぎた内部留保は所得税課税の機会を意図的に免れることとな
 り、法人の内部留保には何等かの課税をもって制限を設ける必要があったことから、昭和35年の税
 制調査会により、留保金課税の本質について改めて詳細な検討が加えられ、昭和36年に「不当留保
 課税」が創設されるに至った。ただし「不当留保課税」といっても、必ずしも法人の不当留保に課税
 することを徹底するものではなかった。すなわち、昭和35年の税制調査会は改正の方向性につい
 て、同族会社の不当留保に対して特別な課税を行う方向で再検討するとして一方で、その具体的な基
 準については、個々の法人ごとに不当留保であるか否かを認定して課税する方法は運用が恣意的に流
 れるおそれがあり、不当留保課税としてはある程度徹底を欠いたとしても、客観的な基準を採用する
 ことで確実な課税を行うこととした。その後は対象法人の範囲の縮小及び留保控除額の引上げ等の改
 正は行われたものの、この昭和36年に創設された客観的な基準の基本的な構造が現在に至るまで引
 き継がれている。

II. 留保金課税の構造

前章では、現行基準の妥当性の検討を行うにあたり、留保金課税の制度趣旨及び現行基準の設定根拠について確認するため、制度の沿革を整理してきた。そして、昭和 36 年に創設された「不当留保課税」が現在に至るまで引き継がれていることがわかった。ただし、必ずしも法人の不当留保部分への課税を徹底するのではなく、確実な課税を行うために現行のような客観的基準が採用されることとなった。本章では、現在の留保金課税がどのような法人を対象とし、その法人の内部留保の限度額を示す留保控除額がどのように算定されるのかという現行基準の具体的な内容について確認していく。

まず対象法人についてであるが、現行基準では留保金課税の対象を同族会社よりもさらに少数に支配された法人である特定同族会社に限定し、さらに資本金 1 億円以下の法人については一律に適用対象外としている。個人または少数株主によって支配された法人では、通常の法人ではなし得ないような利益処分、すなわち、通常であれば配当所得に所得税が課されることを株主と経営者の利害が一致することで、配当に対する所得税の超過累進税率を回避する目的で必要以上の内部留保を行なうことが可能となる。このように、少数によって支配された法人では租税回避を目的とした不当留保を行いやすく、通常の法人との間に税負担の不公平が生じることとなる。そこで、留保金課税制度では、少数により支配された法人のうち一定の法人を同族会社と定義し、同族会社が一定額を超えて留保した金額に対して特別税率を課すことことで、租税回避を目的とした不当な内部留保に対処することとしている。ただし、現在は経済政策的観点から、同族会社よりもさらに範囲を絞った特定同族会社に限定され、さらに資本金 1 億円以下の法人は適用対象外とされている。

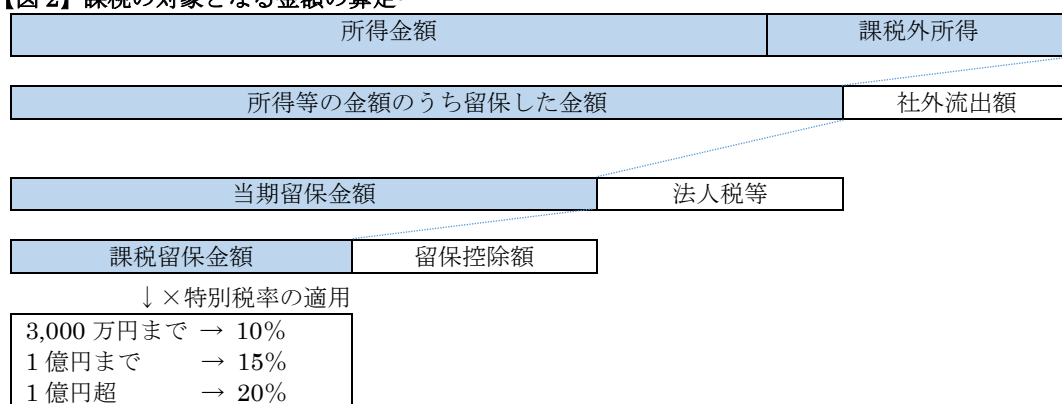
【図 1】対象法人の判定フロー²



² 神門剛『新版 図解留保金課税の実務』（財経詳報社、2007年）8頁を参考。

次に留保控除額についてであるが、留保金課税制度は法人の留保した金額のうち留保控除額を超える部分の金額についてのみ課税することとしている。すなわち、適用対象法人に含められたとしても、その内部留保が留保控除額の範囲内であれば課税されず、超えた部分の金額を不当留保部分とみなして課税することとしている。また、留保控除額とは所得基準額・定額基準額・積立金基準額のうち最も大きい金額を指し、法人が当期に留保した金額の合計額である当期留保金額から留保控除額を控除した残額を課税留保金額と定め、これに課税することとしている。また、税率は所得税率よりも緩やかな累進税率を採用しており、課税留保金額が3,000万円以下の場合には10%、3,000万円超1億円以下の場合には15%、1億円超の場合には20%により課税することとしている。

【図2】課税の対象となる金額の算定³



これらの現行基準を昭和36年に創設された「不当留保課税」と比較すると、留保控除額はかなり引き上げられ、その対象法人についてもかなりの縮小が図られているものの、法人が留保した金額のうち留保控除額を超える部分に対して累進税率による課税を行なうとする基本的な構造については昭和36年創設の基準をそのまま引き継いでいる。なお、「不当留保課税」といっても法人の内部留保の不当性について厳密に判断するのではなく、現行法では一定額を超える留保部分に一律に課税をする仕組みとなっている。この根拠については前章で確認したとおり、昭和35年の税制調査会の答申に求められる。すなわち、「個々に不当留保を認定して特別の課税を行なう方法は、その運用がし意的に流れるおそれがあり、不当留保課税としてはある程度徹底を欠いても、客観的な基準によって確実な課税⁴を行なうとされているためである。そして、この客観的基準、すなわち対象法人及び留保控除額が現在に至るまで採用されているのであるが、「不当留保課税」を制度趣旨とする以上、資本金1億円以下の特定同族会社だけが不当留保を行いうるのか、また留保控除額を上回る金額だけが不当留保といえるのかどうか、という疑問が生じる。

³ 神門剛，前掲『新版 図解留保金課税の実務』，101頁を参考。

⁴ 税制調査会『当面実施すべき税制改正に関する答申（税制調査会第一次答申）及びその審議の内容と経過の説明』（1960年12月）224頁

III. 妥当性の問題

ここまで確認してきたとおり、わが国の留保金課税制度の変遷は大正 12 年創設の「みなし配当課税」、昭和 25 年創設の「遅延利子課税」、昭和 36 年創設の「不当留保課税」の大きく 3 つに分類することができる。そして、現行法が昭和 36 年に創設された「不当留保課税」の基本的な構造、すなわち、同族会社（現行は特定同族会社）の留保控除額を超える部分に課税を行うという構造が現在に至るまで引き継がれている。本章では、留保金課税の対象法人及び留保控除額の妥当性を検討するにあたり、まずは判例をもとに問題点の整理を行う。そして、対象法人及び留保控除額の設定根拠を改めて整理し、その当初の設定根拠に照らす方法により現行の対象法人及び留保控除額の妥当性についての一考察を行う。

1. 不当留保か否かは問わないとされた事例

(1) 要点

本件は、大阪高裁昭和 56 年 11 月 24 日判決の「更生会社の留保金が、更生計画認可決定前においてやむを得ず留保したものであり、または更生計画に従い留保したものであったとしても、当該留保金につき法人税法 67 条（同族会社の特別税率）を適用する必要性は失われていない」⁵とされた事例である⁶。

原告側である更生会社及びその更生管財人は、留保金課税の立法趣旨が同族会社の性質を利用した租税回避を目的とする不当留保の防止であることを前提として、会社更生手続が開始されれば、少数の株主により会社の利益処分を自由に行えるといった同族会社としての性質が実質的に失われ、また、会社更生法に従って留保された金額は租税回避を目的とした不当留保とはいえ、法人税法 67 条の立法趣旨に従えば留保金課税の適用ありとした税務当局の処分は違法である旨主張した。

これに対して、被告側である税務当局は、会社更生手続が開始され株主としての権限がほとんど停止したとしても株主の地位まで喪失するものではなく、更生会社なるが故に同族会社でないとする法

⁵ 国税庁『税務訴訟資料』第 104 号（国税庁，1979 年 6 月）1141 頁。

⁶ 類似した判例として、東京高裁平成 17 年 6 月 15 日判決がある。すなわち、原告である更生会社 A の内部留保はその大半を債務免除益が占めており不当留保利益ではないことは明らかであるが、法人税法第 67 条では、同族会社の一定額を超える留保金額について、これが不当留保か否かを問うことなく、一律に特別税率を課すこととしており、その課税要件を充足すれば課税を行なうべきであるとして、更生会社に対しても留保金課税の適用があるとされた（国税庁『税務訴訟資料』第 254 号—328（順号 9835）4 頁，公共財団法人日本税務研究センター図書室，電子資料）。

的根拠もないこと、また、会社更生法の適用を受けている会社を留保金課税の適用対象から排除するとする別段の定めもないことから、原処分には何ら違法はない旨主張した。

裁判所は、以上のような当事者双方の主張を受け、留保金課税の立法趣旨は租税回避を目的とした不当留保の防止であることは否定できないものの、同条が不当留保かどうかを問うことなく一律に所定の金額に応じた課税を行なうこととしていることから同族会社と非同族会社の税負担の公平を図ることもまた同条の趣旨であり、不当留保の防止のみに留保金課税の立法趣旨を求めるのは早計であるとした。また、会社更生のための留保であるとしても、後日それが設備投資及び弁済に充てられるなどして同族会社の利益となる性質をもつものである以上、個人企業との税負担の公平の見地から、法人税法67条の適用の必要性はなお失われていない旨判示し、原告の請求を棄却した。

(2) 問題意識

明らかに不当留保をなし得ない更生会社についても留保金課税の適用があるとされた本判決であるが、会社更生法に基づいて更生手続きを行った場合には経営権等が更生管財人に移るため、更生会社となった場合には不当留保を行える状況にないことは明らかであり、「不当留保の是正」という立法目的から本判決を考える場合、納税者である原告側の立場からは不服な判決といえる。しかし、裁判所側はその立法が著しく不合理であると認められる場合を除き、基本的には立法に基づいて判断する他なく、今回の場合では、法第67条に定める同族会社に該当し、留保控除額を超える留保額があると認められたことから、例え更生会社であっても留保金課税の適用があるとされた⁷。本判決の評釈についても、「もともと会社更生法において立法上の手当がなされておるべきであったといわねばならない。現行法がこれらの手当を欠いているのは本来、立法の不備であるといわねばならないであろう」⁸、「立法目的はともかくとして、法人税法67条においては、非同族の同族会社以外の同族会社に対しては、その実態のいかんにかかわらず留保金課税を行うと定めているところであって、更生会社については非課税と解する余地はない」⁹とされるとおり、不当留保をなし得ない更生会社に対して留保金課税を不適用とするためには、結局のところ立法的措置により解決される他ないこととなる。

今回のような更生会社に対して留保金課税の適用の有無が争われる事例は稀であり、ましてや、実

⁷ 法第67条の違憲性が争われた事例として、大阪地裁昭和62年9月16日判決がある。本判決では、留保金課税の立法目的は正当であり、その具体的な方式についてもその立法目的に照らして著しく不合理であるとはいえないことから、その不合理性は認められず、法人税法第67条が憲法第14条第1項に違反しているとはいえないとされた(国税庁『税務訴訟資料』第159号(国税庁、1988年8月)644頁)。

⁸ 北野弘久「更生会社に対する法人税法の適用をめぐる諸問題」『税理』Vol.24/No.6(1981年5月)159頁。

⁹ 品川芳宣「更生会社に対する留保金課税と役員賞与課税の是非」『税経通信』Vol.37/No.6(1982年5月)228頁。

留保金課税制度に関する一考察

質的な機能停止状態¹⁰にある現行の留保金課税制度の下では、今回のような事例が起こることはほとんどないものと思われる。しかし、留保金課税には約 100 年の歴史があること¹¹、機能停止状態となってから約 10 年が経つ現在においても制度自体の廃止には至っていないこと、今後その対象に中小法人が含まれ対象範囲が大幅に拡大される可能性がある¹²ことを考慮すると、内部留保の不当性を客観的基準により定めることにより生じる課題については再考の余地があるものとする。すなわち、法人の内部留保の不当性を一律の基準により判断することが難しい中で、明確な基準により制度の実効性を確保しつつ、法人の不当な内部留保の是正を実現していく、という両者のバランスをいかに図っていくかが課題となるのではないだろうか。

現在の基準について考えられる問題点として、まず対象法人については、現在 9 割超の法人が適用対象外とされているため、不当留保の是正という目的自体が達成できない状況にあることが考えられる。また、仮に同族会社を対象とする場合にも、内部留保の性質は法人ごとに様々であり、同族会社だけが不当留保を行いうるという根拠が不明確であることが考えられる。これは留保控除額についても同様で、留保控除額を超える部分の金額だけが不当留保であるという根拠が不明確であることが考えられる。そこでここからは、現行の対象法人の範囲の妥当性及び不当留保か否かの基準となる留保控除額の妥当性についての一考察を行う。

2. 妥当性の考察

(1) 対象法人の妥当性

現在の対象法人の範囲は、資本金 1 億円超の特定同族会社とされているが、これは平成 18 年改正で特定同族会社に限定され、平成 19 年改正で資本金 1 億以下の法人が適用除外とされたことによる。まず、平成 18 年改正の根拠については、「平成 18 年度税制改正においては、同族会社の特別税率いわゆる留保金課税制度について、経済社会の構造変化に的確に対応し、中小企業の財務基盤の強化を図る観点から、そのあり方が抜本的に見直されました」¹³とされている。また、平成 19 年改正の根拠については、「依然として、同制度に対しては企業の財務基盤の強化を阻害する面が残っているとの指

¹⁰ 現在の留保金課税制度は資本金 1 億円以下の法人を適用対象から除外しているが、わが国の全法人数 (2,723,542 社) に占める資本金 1 億円以下の法人数 (2,704,825 社) の割合が 99%超である中でほとんどの法人が適用除外とされていることになる。法人数 (単体法人に限る) については国税庁長官官房企画課「平成 30 年度分会社標本調査 税務統計から見た法人企業の実態」(2020 年 5 月) 168 頁より引用。

¹¹ 法人の留保所得に初めて課税されることとなった大正 9 年改正を創設年とした場合。

¹² 平成 26 年度税制調査会の中小法人課税の見直しの項では、「特定同族会社の内部留保に対する留保金課税は、中小法人については適用除外とされているが、内部留保への過度の誘因を避ける観点から、法人税率引下げにあわせて適用を検討する必要がある」とされている (括弧書は内閣府税制調査会「法人税の改革について」(2014 年 6 月) 8 頁より引用)。

¹³ 財務省大臣官房文書課『平成 18 年度税制改正の解説』(大蔵財務協会、2006 年 7 月) 340 頁。

摘がある。一方で、経済活性化の観点から、資金調達面での制約を受ける中小企業の資本蓄積を促進していくことが重要になっており、さらに、ベンチャー等の技術革新を支援し、競争力強化を図るといった政策的要請がある。以上を踏まえ、留保金課税制度のさらなる見直しを検討すべきである¹⁴とされている。すなわち、いずれの改正についても、中小企業の資本充実を図るとした経済政策的理由を根拠としたものであった。これらの改正については、「最近の制度変更に関しては、学術的な認識と整合的でない点が問題である¹⁵といった意見、「本来の条文の立法趣旨と異なるような状況になっている¹⁶といった意見がある」とおり、ほとんどの同族会社が適用対象外とされたことで本来の制度趣旨が達成されない状況となり、税制理論の観点からは問題があるとされる。しかし、経済的基盤の希薄な小規模法人の資本充実を図ることが喫緊の課題であったことからやむを得ない改正であった。

一方、留保金課税の対象を従来のとおり同族会社に限定する場合であるが、同族会社を対象とする根拠について昭和35年の税制調査会では、「この制度が、同族会社の社内留保のみに課される特別の課税であるという点に着目して、その合理性を説明するためには、同族会社の社内留保が、非同族会社のそれと異なる性質を持っている点を問題にしなければならない¹⁷としている。そして、同族会社の配当性向が非同族会社のそれに比して低いという一般的な指摘について、当時の資本金階級別における各法人の利益処分状況及び中小法人の利益処分状況を分析し、同族会社と非同族会社の社内留保の割合を計算した結果、「中小法人ないし同族会社の社内留保が、大法人ないし非同族会社と比べて大きいことが認められる¹⁸ことから、同族会社の配当性向が非同族会社のそれに比して低いことを根拠として、同族会社に限定して特別課税を課すことへの一応の合理化¹⁹を図ったものとしている。この妥当性を検討するためには、現在の同族会社と非同族会社の留保割合を比較する必要がある。しかし、ここ数年の国税庁企画課の「税務統計からみた法人企業の実態」による留保金の項をみると、留保金課税の対象が特定同族会社に絞られたことで、同族会社と非同族会社の益金処分額及び社内留保額の内訳が示されておらず、当初の根拠である同族会社と非同族会社の留保割合を比較する方法により検討することができない。そこで、特定同族会社の留保割合がそれ以外（同族・非同族）の法人の留保割合を上回ることであると仮定し、過去5年間（平成26年～平成30年）における国税庁企画課

¹⁴ 税制調査会『平成19年度の税制改正に関する答申—経済活性化を目指して—』（2006年12月）4頁。

¹⁵ 金田直之「内部留保と課税制度」『学習院大学経済経営研究所年報第21巻』（2007年12月）36頁。

¹⁶ 八ツ尾順一「特定同族会社の留保金課税」『税研』Vol.30/No.6（2015年3月）53頁。

¹⁷ 税制調査会、前掲『当面実施すべき税制改正に関する答申』、224頁。

¹⁸ 税制調査会、同上資料、224頁。

¹⁹ 一応の合理化というのは、この検討段階ですでに同族会社に限定することへの可否について検討が行われていたことに基づく。すなわち、「小規模の法人についてみれば、それが形式的に同族会社に該当するかどうかによって、それほど、性格的に大きな差異があるかどうか疑問であり、その形式性のみに着目して、税負担に差異を生じさせるような制度の妥当性にも問題があろう。ましてや、今後、留保所得の全体を課税対象とせず、一定の基準をこえる留保についてのみ課税する方式を採用するとすれば、そもそも、その対象をいわゆる同族会社のみに限ることの可否が問題となるかもしれない」（税制調査会、同上資料、227頁）として、留保控除額という一定額を超える部分のみ留保金課税を課す場合、その対象法人を同族会社に限定することの可否が問題とされ、留保金課税の対象範囲については今後の検討課題とすることを示していた。

留保金課税制度に関する一考察

の「税務統計からみた法人企業の実態」のデータをもとに特定同族会社と同族・非同族会社の留保割合を比較することとする²⁰。

まず、特定同族会社と同族・非同族会社の留保割合の推移を表1に示した。下記のとおり、いずれの年においても同族・非同族会社の留保割合が特定同族会社を上回っていることが分かる。現行法のように留保金課税が特定同族会社に限定されているのは経済政策的な理由を根拠としているが、仮に、特定同族会社以外の法人に比べて内部留保が大きいという理由で特定同族会社に限定する場合、表1の結果からは整合性がとれないこととなる。ただし、成道氏は同族会社と非同族会社との留保割合の比較について、「この違いが不当な内部留保によるものであるかについては、同族会社の規模や所得等を考慮して検討する必要がある」として、所得階級別の留保割合による比較を加えて行っている。そこで、令和2年5月に発表された「平成30年度分 税務統計からみた法人企業の実態」の結果をもとに、特定同族会社と同族・非同族会社の所得階級別の留保割合の比較を表2に示した。下記のとおり、ほとんどの所得階級において、特定同族会社以外の法人の留保割合が高くなっていることがわかる。留保金課税の対象法人を特定同族会社に限定する理由を内部留保の大きさに求める場合、表2の結果からもその整合性がとれないこととなる。

【表1】特定同族会社と同族・非同族会社の過去5年における留保割合の推移²¹

区分	特定同族会社			同族・非同族会社		
	益金処分 (百万円)	社内留保 (百万円)	留保割合 (%)	益金処分 (百万円)	社内留保 (百万円)	留保割合 (%)
平成26年	2,335,512	1,233,481	52.8	48,045,058	27,345,483	56.9
平成27年	2,240,159	1,216,643	54.3	50,439,309	29,201,909	57.8
平成28年	2,312,463	1,219,108	52.7	57,355,763	35,029,666	61.0
平成29年	2,528,788	1,365,987	54.0	57,912,284	33,497,981	57.8
平成30年	2,824,598	1,329,313	47.0	69,146,699	45,166,783	65.3

²⁰ 留保割合の比較による検討については、成道秀雄氏の先行研究（成道秀雄「中小・ベンチャー企業の現状と留保金課税制度の功罪」『税理』Vol.43/No.6（2000年6月）36～37頁）を参考とさせていただく。

²¹ 金額は国税庁企画課「税務統計からみた法人企業の実態」の留保金の項（平成26～30年分）をもとに集計。利益計上法人に限る。留保割合は小数点第1位未満切捨て。

【表2】特定同族会社と同族・非同族会社の所得階級別における留保割合の比較²²

区分	特定同族会社			同族・非同族会社		
	益金処分 (百万円)	社内留保 (百万円)	留保割合 (%)	益金処分 (百万円)	社内留保 (百万円)	留保割合 (%)
(所得階級)						
100万円以下	2,186	1,327	60.7	250,818	196,957	78.5
100万円超	1,941	100	5.1	395,620	225,739	57.0
200万円〃	34,013	138	0.4	372,889	228,022	61.1
300万円〃	646	373	57.7	581,331	446,158	76.7
500万円〃	4,511	3,746	83.0	1,287,567	1,000,967	77.7
1,000万円〃	4,502	2,970	65.9	1,723,868	1,305,944	75.7
2,000万円〃	14,792	9,272	62.6	3,118,792	2,249,383	72.1
5,000万円〃	40,698	22,068	54.2	2,943,877	2,019,508	68.6
1億円〃	67,661	37,905	56.0	3,543,625	2,375,299	67.0
2億円〃	191,679	106,401	55.5	16,212,347	14,577,037	89.9
5億円〃	346,770	220,048	63.4	3,815,243	2,386,875	62.5
10億円〃	2,115,197	924,966	43.7	34,900,722	18,154,893	52.0

(2) 所得基準額の妥当性

次に留保控除額²³のうち所得基準額についてであるが、現在の所得基準額である「所得等の金額の40%」は平成18年改正によるものである。その設定根拠については、「従来大法人の平均的な内部留保比率を勘案して定められてきたことを踏まえ、最近5年間の同比率を勘案し、『所得等の金額の35%相当額』から『所得等の金額の40%相当額』に引き上げることとされました」²⁴としている。また、はじめて留保控除額が創設された昭和36年改正の所得基準額（所得等の金額の10%）の根拠については、「大法人及び中小法人の社内留保の傾向を考慮して、今後は同族会社の留保所得から、その課税所得金額の10%相当額を控除した残額を課税対象とするのが適当である」²⁵とされている。すなわち、同族会社の不当留保部分とは、非同族会社が通常留保する金額を超える部分であり、非同族会社と同等の留保部分については課税すべきでないとして、「会社のうち非同族会社と同族会社との間の均衡を図る」²⁶目的で設けられた基準となる。以上のような理由から、現行の「所得等の金額の40%相当額」についても大法人の平均的な留保比率を参考として定められており、この部分については特定同族会社についても課税の必要性はないことを根拠とするものである。

²² 金額は国税庁企画課「税務統計からみた法人企業の実態」の留保金の項（平成30年分）をもとに集計。利益計上法人に限る。留保割合は小数点第1位未満切捨て。

²³ 留保控除額には所得基準額・定額基準額・積立金基準額の3つがあるが、このうち積立金基準額については、会社法445条4項（剰余金の配当をする場合には、株式会社は、法務省令で定めるところにより、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に十分の一を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しなければならない）との兼ね合いにより定められたものであるため、本稿ではその妥当性の検討を割愛させていただく。

²⁴ 財務省大臣官房文書課、前掲『平成18年度税制改正の解説』、340頁。

²⁵ 税制調査会、前掲『当面実施すべき税制改正に関する答申』、226頁。

²⁶ 北野弘久『現代企業税法論』（岩波書店、1994年5月）240頁。

留保金課税制度に関する一考察

そこで、過去 5 年間（平成 26 年～平成 30 年）における国税庁企画課の「税務統計からみた法人企業の実態」のデータをもとに、資本金階級が 1 億円超の法人における各年度の留保割合とその平均値を表 3 に示した。

【表 3】資本金 1 億円超の法人の各年度における留保割合²⁷

区分	資本金 1 億円超の法人		
	益金処分 (百万円)	社内留保 (百万円)	留保割合 (%)
平成 26 年	35,602,182	13,969,560	39.2
平成 27 年	41,370,126	14,990,902	36.2
平成 28 年	43,046,017	19,345,990	44.9
平成 29 年	41,345,782	16,155,225	39.0
平成 30 年	41,985,533	15,277,179	36.3
平均値	40,669,928	15,947,771	39.2

上記のとおり、過去 5 年間における資本金 1 億円超の法人の留保割合の平均値は 39.2%であり、現行の所得基準額に採用される 40%と概ね一致することになる。したがって、当初の設定方法をもとに検討する場合、現行の「所得等の金額の 40%」は妥当な数値ということになる。

なお、所得基準額は同族会社と非同族会社との均衡を図る観点から非同族会社が通常行う留保部分については同族会社についても課税の必要性はないとすることを根拠としているが、この非同族会社の留保部分には課税されないという点について、福浦幾巳氏は「現行法（2004 年）は、大会社（厳密には、非同族会社）に対する『同族会社の留保金課税』の法的措置をしていない。それは、同上の場合、未配当による所得の留保政策は、株主の所得税の回避のものとして理解するのではなく、企業の維持・継続を行ううえでの通常必要な合理的な留保、すなわち企業維持のための合理的な留保であるという性善説に従って立論されているからであろう。そうすると、このことは、合理的な留保のものであれば、大会社であろうと中小会社であろうとも、当該観点到該当するものであれば、それこそ特別の負担を課す理由がないことを物語っている。換言すると、このことは、合理的留保を超える部分、すなわち不当ないし異常と認められる留保部分に対してのみ課税されるということの意味している」²⁸としている。このように、同族会社の不当留保に課税とした場合、非同族会社の行う内部留保は不当留保でないということになるが、この考え方を前提とする場合、結局は法人の不当留保部分に対してのみ課税されることになり、同族・非同族といった区分は関係がなくなることになる。この点

²⁷ 金額は国税庁企画課「税務統計からみた法人企業の実態」の総括表の項（平成 26～30 年分）をもとに集計。社内留保の値は正と負を相殺した金額。留保割合は小数点第 1 位未満切捨て（社内留保の平均値は小数点以下切捨て）。

²⁸ 福浦幾巳「中小会社の資本充実に於ける税法の影響－同族会社の留保金課税を中心として－」『流通科学研究』4 巻/1 号（2004 年 10 月）35 頁。

については、現行の留保金課税創設の検討段階として昭和35年の税制調査会ですでに問題点として挙げられていた。すなわち、「小規模の法人についてみれば、それが形式的に同族会社に該当するかどうかによって、それほど、性格的に大きな差異があるかどうか疑問であり、その形式性のみに着目して、税負担に差異を生じさせるような制度の妥当性にも問題があろう」²⁹とされている。

谷島範恭氏は所得基準額の適正性について、「非同族会社が資本充実のためだけに留保を行っているとはいいきれず、必ずしも非同族会社における留保率が適正な資本蓄積率ではない」が、「逆に適正な資本蓄積率の答を求められた場合、それはその企業の業種によっても異なるため、一律に算出することは困難である。また、そもそも適正な資本蓄積率をどのように計算するかも明確ではない。このような理由から所得基準事態の存在自体をもう一度見直すべきではないだろうか」³⁰としている。

以上のように、所得基準額が大法人の平均的な留保比率を勘案して定められているが、同族会社（現行は特定同族会社）以外の法人が行う内部留保は適正であるとして、それに相当する部分の金額については課税の必要性がないことを根拠とする所得基準額はその妥当性が認められないとする意見もある。

(3) 定額基準額の妥当性

次に留保控除額のうち定額基準額についてであるが、現在の「年2000万円」という基準は所得基準額と同様に平成18年改正によるものである。その設定根拠については、「法人形態と個人形態の税負担が均衡する場合の所得水準と留保金課税制度の課税最低限とが整合的になるよう定められてきたところであり、現行の法人税法と個人所得税の税率構造を反映させた見直しを行った結果、『年1,500万円』から『年2,000万円』への引上げが実現されました」³¹としている。また、はじめて留保控除額が創設された昭和36年改正の定額基準額（年50万円）の根拠については、「法人、個人の負担の関係を前提とすれば、元来、法人税の負担が、所得税の上積税率の負担と比較して低い場合に、その負担差を調整するという意味を持っているこの特別課税を、所得の少額な法人に対してまで行なう根拠は見当たらない」³²とされている。すなわち、同族会社が所得税回避を目的として留保する場合とは、法人税率が個人株主にかかる所得税率よりも低い場合であり、この特別税率はそのような「同族会社と個人企業との間の均衡を図る」³³目的で設けられている。そして、昭和35年の税制調査会は、法人形態の税負担と個人形態の税負担との比較を行った結果、法人の負担率が個人の負担率を上回る場合における法人所得が50万円超100万円以下の範囲であったことから、課税の必要性がないとする法

²⁹ 税制調査会、前掲『当面実施すべき税制改正に関する答申』、227頁。

³⁰ 谷島範恭「留保金課税の研究」『地域公共政策研究』第7号（2003年6月）71頁。

³¹ 財務省大臣官房文書課、前掲『平成18年度税制改正の解説』、340頁。

³² 税制調査会、前掲『当面実施すべき税制改正に関する答申』、226頁。

³³ 北野弘久、前掲『現代企業税法論』、240頁。

留保金課税制度に関する一考察

人所得を 100 万円と定めたとしている。さらに、その場合の留保所得が約 50 万円であったことから、これを差し引いたものを課税対象とすべきとしている。したがって、これらの理由を根拠とする場合、現行の年 2000 万円については、その金額までの留保部分は、個人株主にかかる所得税の方が有利となる金額であり、特定同族会社と個人形態との税負担の均衡を図るという観点から、年 2000 万円の留保部分については課税の必要性がないことを根拠とするものということになる。しかし、「法人形態と個人形態の税負担が均衡する場合の所得水準と留保金課税制度の課税最低限とが整合的になる」という点について具体的な算定方法が不明であり、ここでは同様の計算による検討を行うことができない。そこで、現行基準の原型が創設された昭和 36 年改正（当時の定額基準額は「年 50 万円」）について、その改正根拠が示された昭和 35 年の税制調査会による「当面実施すべき税制改正に関する答申」の内容を参考としたい。

この答申によると、定額基準額については「さきの第 72、73 表³⁴で明らかなように、法人所得が少ない場合にはその法人所得に対する法人税等の負担は、これに対応する個人の上積所得に対する所得税等の負担を上回っている。(中略)法人税の負担が、所得税の上積税率の負担と比較して低い場合に、その負担差を調整するという意味を持っているこの特別課税を、所得の少額な法人に対してまで行なう根拠は見当たらない。上記第 73 表の示すところでは、法人所得 100 万円のところまでは、以上の意味で、留保所得課税を行なう必要がなく、その場合の留保所得からみて、毎事業年度の留保所得から 50 万円を差し引いたものを課税対象とするのが適当である」³⁵としている。そこで、当時の第 73 表について、これを一部改訂したものを表 4 として示したため、これをもとに当時の定額基準額である「年 50 万円」の算定方法について確認していく。

【表 4】法人の税負担と所得税の上積実効負担との比較³⁶ (単位：円)

法人所得階級 /区分	法人形態の場合の負担 (支払配当部分の税率 28%の場合)		個人形態の場合の負担		負担差 (B-A)	留保所得
	法人税等 の合計 ³⁷ (A)	上積実効 負担率 (%)	所得税等 の合計 ³⁸ (B)	上積実効 負担率 (%)		
50 万円以下	186,212	37.2	103,972	20.8	△ 82,240	273,668
100 万円〃	182,182	36.4	174,665	34.9	△ 7,517	550,336
150 万円〃	183,370	36.7	230,103	46.0	46,733	827,004

³⁴ 「第 72、73 表」とは、「法人の税負担と所得税の上積実効負担との比較」を示した表であり、第 72 表は改正を行わなかった場合、第 73 表は改正を行った場合の表である。

³⁵ 税制調査会、前掲『当面実施すべき税制改正に関する答申』、226 頁。

³⁶ 税制調査会、前掲『当面実施すべき税制改正に関する答申』、221 頁の第 73 表を参考。

³⁷ 法人税、法人住民税、個人所得税、個人住民税の合計額。

³⁸ 個人所得税と個人住民税の合計額。

すなわち、留保金課税の趣旨が法人と個人との税負担の均衡を図ることである以上、法人の負担率が個人の負担率を上回る場合、つまり個人形態が有利となる場合の留保部分については課税する必要がないこととなる。そこで、表4をみると、法人の負担率が個人の負担率を上回る場合の所得階級は「100万円以下」までであり、この場合の留保所得が「約50万円」であることが読み取れる。したがって、当時の定額基準額を「年50万円」とする根拠はここにある。

しかし、この算定方法を現在の数値に置き換えて検討することができず、現行の「年2,000万円」という基準については当時の設定根拠に基づいた妥当性の検討が行えなかった。

この平成18年改正の「年2,000万円」という基準は、昭和50年の改正以来、約30年ぶりの引き上げとなる。なお、この昭和50年以前における定額基準額の改正については、昭和47～50年にかけて350万円、500万円、1,000万円、そして1,500万円と4年連続で引き上げられている。この理由については、「最近における急激な引上げは、同族会社がそのほとんどを占める中小法人の体質を強化するため、留保金がある程度以下の場合、追加的な税負担を負わせないと政策的配慮によるものと考えられる」³⁹とされている。また、この当時における政策的配慮による定額基準額の引き上げについては、「当初の公正明大な目的とは完全に隔離してしまった、単なる政策手段としての規定にすぎないのである。また、当初、個人との公平性を考えて作られたのなら、現在形骸化したこの制度は個人との不公平性を新たに生んでいるということになる」⁴⁰という意見もある。このことからすれば、「法人形態と個人形態の税負担が均衡する場合の所得水準と留保金課税制度の課税最低限とが整合的になる」ように見直しを行ったとする平成18年改正については、政策的配慮に加えて留保金課税制度の本来の趣旨に基づいて検討された改正という観点では、一応の妥当性が認められるものと思われる。

IV. 米国の留保金課税

米国の留保金課税では、法人ごとにその内部留保について事業の必要性を立証する方法が取り入れられている。これは、客観的な基準で一律に課税を行うわが国の留保金課税と対照的な制度といえる。そこで本章では、米国における留保金課税制度の概要を確認し、我が国の制度との簡単な比較を行う⁴¹。

1. 米国税制の基本

米国の連邦税制（IRC）においては、「配当法人は、当該法人が稼得した所得には法人所得税が課さ

³⁹ 吉国二郎ほか『戦後法人税制史』税務研究会（1996年10月）508頁。

⁴⁰ 谷島範恭，前掲「留保金課税の研究」，72頁。

⁴¹ 米国の留保金課税制度については、石村耕治『アメリカ連邦所得課税法の展開－申告納税法制の現状と課題分析－』（財経詳報社，2017年3月）の内容をもとに整理させていただいた。

れる。その後、法人税の税引後の所得が、個人株主に配当された場合には、さらに個人所得税が課されるルールになっている。つまり、『二重課税』を行う課税原則となっている。ところが、法人が税引後の所得を個人に配当を行わず内部に留保すると、個人株主の段階で課税されるはずの課税が繰り延べられることになる。このような、課税繰延を認めないために、以下の『留保金税』や『人的所有会社税』制が設けている。これらの税制のもとではいずれも、法人企業が『事業のための合理的必要性』もないのに内部留保している一定額を超える所得が課税対象となる⁴²こととされている。このように、米国税制では法人が所得を留保することで個人所得税が繰り延べられることを防ぐため、法人の一定額を超える所得に課税することとしており、その趣旨についてはわが国の留保金課税制度と概ね一致している。しかし、米国の留保金課税は、少数株主により支配された法人の一定額を超える内部留保に課税を行うとする「人的所有会社税（PHC tax=Personal holding company tax）」（IRC541～547 条）に加えて、全法人を対象として、法人が一定額を超える内部留保を行ったとしても「事業のための合理的必要性」が認められれば課税しないこととする「留保金税（AET= t Accumulated earnings tax）」（IRC531～537 条）があり、2 種類の制度が設けられている点で我が国の制度と異なっている。

2. 人的所有会社税（Personal Holding Company Tax）

米国税制では、少数株主により支配された法人に対して、通常の法人税とは別に追加課税を行うこととしている。すなわち、「人的所有会社税（PHC tax）制のもと、少数の個人株主によって所有されている法人（5 人以下の株主が、直接あるいは間接に 50%超の持分を所有している会社）で、その所得の 60%以上が配当、利息、賃借料、ロイヤルティなど投資所得（passive income）で占められている法人（こうした法人を『人的所有会社/PHC』または『パーソナル・ホールディング・カンパニー』という。）については（IRC542 条）、その非配当の人的所有会社所得（PHC income）、つまり留保所得に対して、通常の法人税とは別途に、留保金税（AET）と同様に、現在 20%の税率で追加課税が行われる。PHC income は、法人の課税所得に法定の加算・減算の調整を行ったうえで算定される（IRC541 条）。この人的所有会社税（PHC tax）は、本来、個人所得税の最高税率が法人税率よりも 40%以上も高かった時代に、資産家が高税率を回避するため会社に資産を保有させ、その利益を会社に蓄積することへの対策として設けられたという経緯がある。現在では、法人と個人の税率に大きな格差はないので、廃止すべきであるとの声もある。しかしこの税制自体は存続している。ちなみに、法人が、人的所有会社税（PHC tax）の対象になった場合には、留保金税（AET）の適用対象からは外れる（IRC532 条 b 項 1 号）」⁴³こととされている。このように、少数株主により支配された法人が

⁴² 石村耕治，前掲『アメリカ連邦所得課税法の展開』，223 頁。

⁴³ 石村耕治，前掲『アメリカ連邦所得課税法の展開』，223 頁。

所得を法人内に留保することで、株主に本来課されるはずの個人所得税が回避されることになる。そこで、米国税制では、そのような少数株主に支配された法人で、かつ、その所得の大部分が投資所得（passive income）で占められる法人を人的所有会社（PHC）として定め、人的所有会社の行った留保所得（PHC income）に対して20%の追加課税を行うこととしている。

これに対して、わが国の留保金課税制度では、少数株主により支配された法人のうち一定の法人を特定同族会社として定め、特定同族会社の行った留保金額のうち留保控除額を超える部分の金額に10～20%の累進税率により追加課税を行うこととしている。いずれの税制も「一定額」を超える金額に「追加課税」をするという点では類似しているが、異なる点としては、人的所有会社税（PHC tax）では一定額の判断を対象法人の「所得の60%以上が配当、利息、賃借料、ロイヤルティなど投資所得で占められている」場合としている点、また、税率は累進税率ではなく一律の税率を採用している点である。

3. 留保金税（Accumulated Earning Tax）

米国の留保金課税では、「人的所有会社税」に加えて、法人の形態を問わず「事業のための合理的必要性」のない内部留保に課税を行うとする「留保金税」がある。すなわち、「留保金税（AET=Accumulated earnings tax）制のもと、連邦課税庁（IRS）は、法人が『事業のための合理的必要性（reasonable business needs）』もないにもかかわらず、配当を行わずに法定許容限度額を超える所得を留保していると判断する場合、それを租税回避目的（tax-avoidance purpose）で課税の繰延べであると推定し、留保課税所得（ATI=Accumulated taxable income）に対し39.6%の税率〔個人所得税の最高税率〕で賦課課税できる。ただし、2003年改正税法（Jobs and Tax Relief Reconciliation Act of 2003）その他の改正税法により、暫定的に現在20%で課税されている（IRC531条）。法定許容限度額を超える過剰な留保金が『事業のための合理的必要性』があるかどうかについては、原則として納税者である法人側が立証することになっている。このことから、法人は、例えば自己資金を使って事業の拡張計画があり手元資金が必要である、といったような主張を行い、課税庁を納得させる必要がある。留保金税（AET）は、前記の人的所有会社税（PHC tax）とは異なり、株主の数に関係なく適用される。また、AETは、制度的には、閉鎖会社（closely held corporation）であるか、公開会社であるかどうかを問わず、営利法人一般に適用される仕組みになっている。しかし、現実には、AETの適用対象は、多くの場合、少数に株主で配当する内部留保するかを比較的自由に決定できる閉鎖会社である。ちなみに、法人が無条件で留保できる法定許容限度額は25万ドル〔ただし、人的役務提供法人（Personal services corporations）については15万ドル〕である。この法定許容限度額であれば、無条件で事業のための合理的な必要性のある留保金額とみなされる。法定許容限度額とは、いわば『基礎控除』ともいえる。言い換えると、法人は、法定許容限度額を超えて過剰に留保金を積み

立てる場合、AETの賦課を回避するには、理由を示してその必要性の立証をする必要がある⁴⁴とされている。このように、米国の留保金課税は、法人の形態を問わず、その法人が法定許容限度額を超えて行った内部留保を留保課税所得（Accumulated taxable income）として定め、このうち「事業のための合理的必要性」を立証できない部分については、個人所得税の最高税率である39.6%（現在は20%に緩和）で一律に課税することとされる。

わが国の留保金課税制度と異なる点としては、全法人を対象としている点、内部留保が限度額を超えたとしても納税者の立証が認められれば課税されない点、そして累進税率ではなく一律の税率を採用している点である。

結びに代えて

本稿では、現行の留保金課税制度における対象法人の範囲と留保控除額について、創設当初の根拠と照らし合わせる方法によりその妥当性の一考察を行った。現在は資本金1億円以下の法人は適用対象外とされており、同族会社の不当留保を是正するという本来の目的は達成できない状態にあるものの、経済基盤の希薄な中小法人の資本充実を図るという経済政策的な観点からはやむを得ない改正となる。また、留保控除額のうち所得基準額及び定額基準額についても当初の設定根拠や改正理由から検討し、妥当性があるという結果に至った。このように我が国の留保金課税制度は、同族会社の不当留保に課税するという趣旨をもちながらも、必ずしも不当留保への課税を徹底せず、確実な課税を行うために客観的基準を採用している。

これに対して米国の留保金課税では、法定限度額を超える留保金について「事業のための合理的必要性」を納税者側が立証する方法が採用され、個々の法人の実態に即して課税される制度となっている。この実質基準によれば、明らかに不当留保をなし得ない更生会社について留保金課税が適用されるといった事例は生じないこととなる。しかし、米国の留保金課税については実効性の観点から問題があるとされる。すなわち、「事業上の必要性とは、当該法人の経営者以外には審査しにくいものである。（中略）裁判所も、事業上の必要性の判断をめぐって、経営者の判断を尊重する態度にあるといわれ、行政庁の更正が取り消される事案が少なくない⁴⁵とされる。

留保金課税制度は、所得税回避のために必要以上の所得を法人内に留保することに対処するための制度である。しかし、内部留保の性質は法人ごとに様々であり、その不当性を客観的基準により一律に定めることは難しい。この点、個々の法人の実態に即して判断される米国税制の下ではその問題は解消されるが、実際には実効性の面で問題があるとされる。結局のところ、我が国の留保金課税制度はこの実効性の問題を補完するような構造となっていることになる。現在は実質的な機能停止状態に

⁴⁴ 石村耕治、前掲『アメリカ連邦所得課税法の展開』、224頁。

⁴⁵ 水野忠恒「同族会社の留保金課税と所得税・法人税統合論のゆくえ」『税研』Vol.11/63（1995年7月）12頁。

ある我が国の留保金課税制度であるが、今後その対象に中小法人が含まれ対象範囲が大幅に拡大される可能性があること、そして実質的な停止から約10年が経つ現在でも廃止には至っていないことから、制度自体は何らかの形で存続させる必要があるものと思われる。今後、制度の発展を目指すのであれば、①内部留保の不当性をより実態に即して判定できる基準（言い換えれば、法人の必要な内部留保部分には課税されないような構造にすることで中小法人の資本充実に配慮できる基準）、②制度の実効性を考慮した客観的基準、この2点のバランスをどのように図っていくかが課題となるのではないだろうか。今後も、留保金課税制度の展望について研究を続けていきたい。